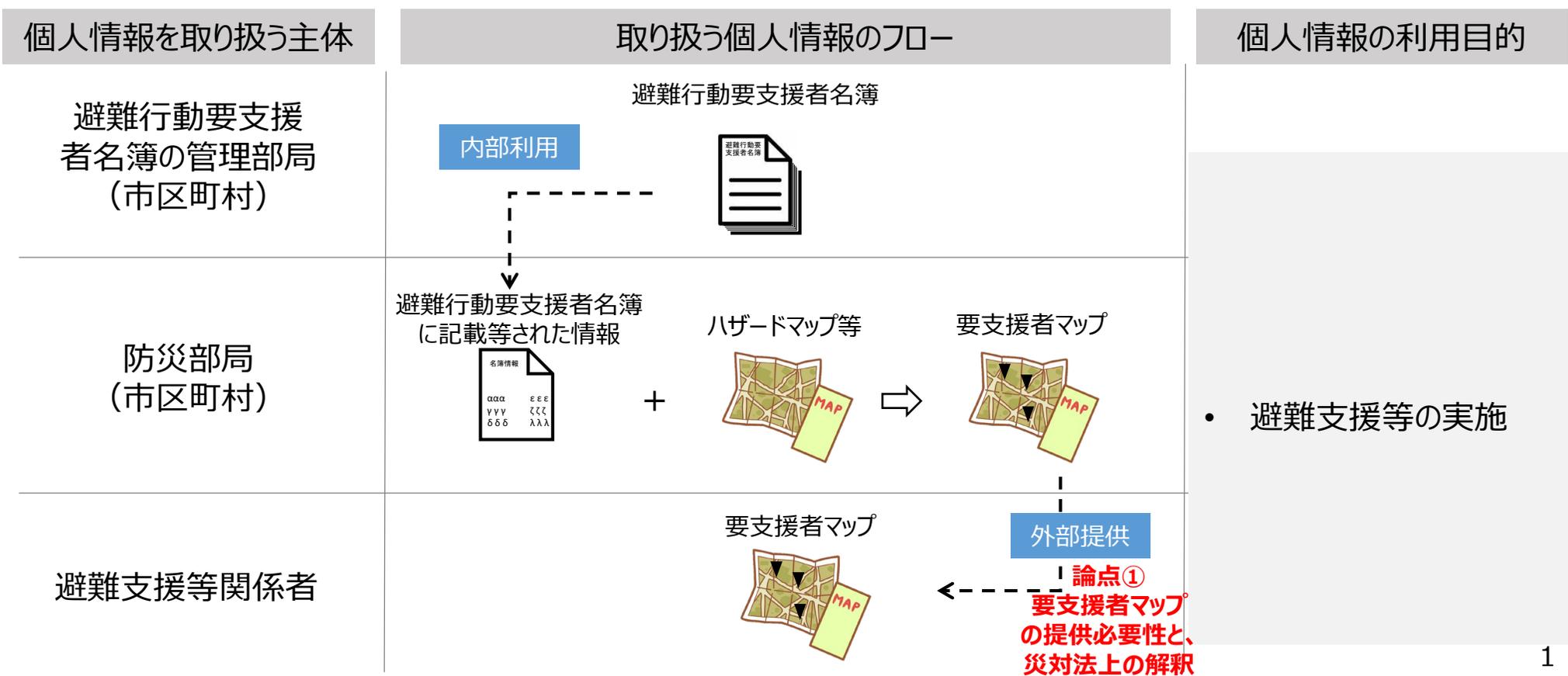


○市区町村の防災部局は、避難支援等の実施を目的とし、「避難行動要支援者名簿※¹」の情報を内部利用し、ハザードマップと重ね合わせ、要支援者マップを作成した。

○市区町村の防災部局は、避難支援等の実施を目的とし、「避難支援等関係者※²」に、要支援者マップを提供した。

※¹:自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿

※²:消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(災対法第49条の11)





想定されるケース

- 避難支援等の実施を目的として、一部の自治体においては作成されており、当該自治体の個人情報保護条例における例外規定（生命、身体、財産保護のため、緊急かつやむを得ないとき、本人の同意があるとき等）を適用し、利用・提供等がなされている。
- 市が避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の情報をハザードマップに重ね合わせ、**要支援者マップを作成することは、要支援者の位置情報を俯瞰的に把握し、限られた時間で必要な避難支援等を効率的に実施する上では有益である。**



論点

- 要支援者マップは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）をハザードマップに重ね合わせ作成する。避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項は、災対法第49条の10第2項第1号から第7号までに規定されており、第7号においては避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項が挙げられている。**ハザードマップに関する情報が災対法第49条の10第2項第7号に基づく市町村長が必要と認める事項である場合、要支援者マップは名簿情報に該当すると整理してはどうか。**
- この場合、要支援者マップは、災対法第49条の11第2項及び第3項に基づき避難支援等関係者に提供することが可能となることから、**要支援者マップの活用を促進する観点から、防災分野における個人情報取扱指針においては、災対法に基づき、名簿情報を内部利用して要支援者マップを作成できること、及び要支援者マップの避難支援等関係者への提供に当たっては名簿情報として取り扱えることを記載**することとしてはどうか。なお、名簿情報の取扱いについては、災対法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参照するよう防災分野における個人情報取扱指針に記載してはどうか。



第四十九条の十 (避難行動要支援者名簿の作成)

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



第四十九条の十一 (名簿情報の利用及び提供)

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、**災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、**地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「**避難支援等関係者**」という。）**に対し、名簿情報を提供するものとする。**ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、**名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。**

3 市町村長は、**災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、**避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。**この場合においては、名簿情報を提供することについて**本人の同意を得ることを要しない。**